

No. 114号

平成31年4月18日

暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

春には衣替えを、そして晴れやかに迎える「改元」

(公財) 岐阜県暴力追放推進センター

専務理事 杉山俊博

春は衣替えの季節で、自然界に限らず、人の世界も刷新気分に含まれる。組織であれ人であれ、この流れに逆らうことはもとより乗り遅れると社会から取り残されてしまう。

とりわけ今年は5月1日に改元が予定され、なにかしら大きな時代の変化に、期待と不安が交錯しそうだ。昭和54年施行の「元号法」は、わずか2条からなる法律で、「元号は政令で定めること」と「皇位の継承があった場合に限り改めること」が規定されているが、江戸時代までは、天皇の代替わり(代始改元)のほか、吉事を理由とする「祥瑞改元」、凶事を断つ「災異改元」などがみられた。明治以降は一世一元で、その時代的な特徴が垣間見える。平成の31年間はといえば、文字通り戦争のない「平和な時代」であったともいえるが、バブルの崩壊や高度情報化社会・急激な少子高齢化社会の到来で、従来の経験に囚われていると出口が見えなくなってきており、「未曾有」が「未曾有」でなくなるほどの自然の脅威にもさらされた。

改元によって、社会に生起している様々な問題が一気に解決・解消されると考えていては危うい。希望的観測ではなく現実を正視しつつ、様々な知見を総動員して出口を見出さなければならない。

反社会的勢力である暴力団組織も、平成の時代には、健全な社会にとって不要・無用の存在との認識の下に彼等との関係遮断が浸透してきて、「『暴力団の終わり』の始まり」の曙光がみえてきた。警察発表の暴力団勢力が年々減少しているとはいえ、新しい時代が到来しても、暴力団が存在し、その脅威にさらされる社会のままであっていいはずがない。

「脱皮しない蛇」は生きていけない。人や組織、社会についても同様です。「脱皮」には、外からの刺激だけではなく、内なるエネルギーが必要です。一人ひとりが、それぞれの組織が、そして社会全体が、自らの強い気持ちで古い上着を脱ぎ捨て、新しい時代にふさわしい新しい服を新調しよう。そして新しい時代を存分に闊歩しよう。

着任のごあいさつ

岐阜県警察本部組織犯罪対策統括官
倉 家 伸 二

今春の異動により組織犯罪対策統括官に着任致しました倉家でございます。

皆様には、平素から、暴力団対策はもとより、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、暴力団情勢ですが、平成27年8月以降、山口組が3組織に分裂するなど情勢が混沌としている中、昨年末には、岡山県津山市の住宅街で、六代目山口組傘下組織組員の自宅に銃弾が撃ち込まれるなど、1つ間違えば市民が重大な被害に巻き込まれるおそれのある事件が発生しております。

当県内において、このような事件の発生を未然に防圧すべく、県警察といたしましては先制的な事件検挙方針の下、昨年11月には、六代目山口組弘道会傘下組織組長等を見かじめ料名下の恐喝事件で、本年に入ってから、六代目山口組傘下組織組長を強要・労働者派遣法違反等の罪で相次いで検挙するなど、組織中枢幹部の社会からの隔離を図るとともに、暴力団の不当な要求に苦しむ方々を救済するなど、暴力団の人的基盤の崩壊と資金源を遮断する対策を推進しております。

しかしながら、暴力団の弱体化及び壊滅の実現は、警察のみで成し遂げられるものではなく、暴力追放推進センター、弁護士会、自治体等の関係機関、そして、地域住民が一致団結し、社会全体で暴力団排除活動に取り組む必要があります。

とりわけ、暴力追放推進センターには、地域の暴力団排除活動の中核として、県民生活の平穏と安全の確立を図るべく、不当要求に困惑する住民相談、暴力団事務所の使用制限や撤去活動から暴力団離脱者に対する支援など、より一層の活躍が期待されるところであります。

皆様におかれましては、引き続きそれぞれの立場から暴力団排除活動にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、警察におきましても、皆様のご理解を得つつ、事件の検挙と暴力団排除を連動させ、総合的な暴力団対策を強力に進めていきますので、今後とも、警察活動にご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

新相談委員挨拶

相談委員 曾我 千幸

この度、公益財団法人「岐阜県暴力追放推進センター」の相談委員に就任いたしました曾我千幸（そが かずゆき）でございます。

今春、岐阜県警を退職し当センターでお世話になることになりました。現職中は主に暴力団対策の仕事に従事させて頂いた関係から、当センターではこれまでの経験が生かせればと思っています。

また、相談業務には関係機関との連携が不可欠でありますので、当センターの役割を正しく理解して相談業務を推進して行く所存でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

相談委員退任のごあいさつ

水田 千秋

～ 人生なかばを過ぎ 頂く仕事の重責 益々重く 一時のゆとりを求めたし 人生最高の楽しみは 贅沢栄達にあらず 煎り豆を醬り 英雄豪傑を罵倒する 酒と楽しむ読書にこそあれ ～

これは、ある焼酎の一升瓶のラベルに書いてある言葉です。その酒はなかなか美味しい芋焼酎なのですが、漢詩とともに書いてあったこの読み下し文に深い共感を覚えました。私には英雄豪傑を罵倒するような気持ちまではないものの、歴史には大いに興味を抱いています。もちろん酒も楽しいことは言うまでもありません。心が広いので焼酎にこだわらず、日本酒やビールも分け隔てなくいただいております。

歴史の楽しさは、残された資料だけでは実際にどうだったか判断できないことも多々ありますので、それを想像するという面白さもあると思います。たとえば関ヶ原の古戦場を巡り、現在伝えられている定説とは違うのではないかと自分勝手に想像（妄想？）することも一つの楽しみ方ではないかとも思っています。

昨年1年間、暴追センター相談委員を務めさせていただきました。皆様の中にはそのような私の妄想に付き合っていたいただいた方もあり、ご迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしお詫びいたします。相談委員は当初から1年間だけというお約束でしたが、終わってみると本当に早く楽しい1年でした。

私は4月から別の仕事に就きますが、暴追センターで教えていただいたことを生かしていけたらと考えています。

短い期間でしたが本当に世話になりました。ありがとうございました。

平成を振り返って

平成時代も残りあと少し、新しい元号「令和」となります。

暴力団にとってもこの「平成」は大きく変革のあった時代ですので、「暴力団」をキーワードとして少し振り返ってみたいと思います。

平成元年、この年山口組は、昭和59年から続いていた四代目争いによる一和会との抗争がようやく終結し、新たに五代目渡辺芳則体制が誕生した、まさに五代目山口組元年でもあります。

当時県内の山口組直参（山口組組長から直接盃を受けた者）は5団体（川合組、二代目野田組、坂廣組、近藤組、中谷組）あり、中谷組はその年に引退しましたが、入れ替わるように中村組が昇格して直参となりました。

現在直参で残っているのは川合組のみです。

他は組長死亡や高齢のための除籍引退をしております。

しかしその中で、中村組だけが破門処分となっていますので、少し話をします。

中村組は、山口組五代目渡辺組長の出身母体である山健組の傘下組織でしたが、渡辺が五代目となった直後に山口組直参に取り立てられ、その後大垣市内で順調に勢力を伸ばしていました。

ところが平成17年8月、名古屋の弘道会出身の六代目体制になった途端、半ば強引な理由で突然破門処分を受け、その年の12月、組は一夜にして消滅してしまいました。

六代目の跡目を巡って、山健組と弘道会が対立関係にあったことが要因であることは明らかで、組織内の勢力争いの厳しさを如実に表している事例です。

また、そのころから燻り続けていた山健組との遺恨がそのまま、現在の山口組分裂に繋がっているわけです。

平成元年当時はまだ暴対法がなく、全国的にも縄張り争いによる抗争や、勢力維持のための典型的な暴力団犯罪が多く発生しており、マルボウ刑事も忙しい毎日を送っていた時代です。

平成元年のヤクザ関連の映画としては長渕剛の「オルゴール」、北野武の「その男、凶暴につき」、高倉健、松田優作の「ブラックレイン」等が公開されております。

暴力団の横暴が目には余り、ついに平成4年、いわゆる「暴力団対策法」が施行され、指定暴力団の指定、暴力団員の禁止行為が規定されると同時に、各都道府県に暴追センターが設立されました。

そして暴力団対策法の改正により、暴力団員の禁止行為がどんどん追加されていきました。

平成19年に政府から「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が発出され、平成23年には県内及び全国に、いわゆる暴力団排除条例、各事業所には「暴排条項」が整備されるようになりました。

これにより資金源に窮した山口組は上納金トラブル等で3団体に分裂してし

まったわけですが、そもそも暴力団というのは自分の組織に抵抗する者は力で潰すのが基本ですから、同じ代紋や名前を使った組織を許しておくという事はありえないはずで。

しかも、六代目山口組は割って出た幹部を「絶縁処分」にしていますが、暴力団の世界で、「絶縁」とは「今後他組織での暴力団としての活動も一切認めない」という厳しい処分であって、業界の不文律となっています。

ところが、分裂した組は小さな小競り合いはありますが、本格的な抗争は行っておらず、お互いなかば認め合って静観している様子です。

その理由は、暴力団対策法による「事務所使用制限」や、組長に対する「使用者責任」です。

以前は組長が直接指示しなくとも、組員が「忖度」して相手側の暴力団に殴り込みをかけ、お互いに激しい抗争を繰り返していたわけですが、現在それを見ると、「特定抗争指定暴力団」として指定され、組事務所は「使用差し止め」等の不利益処分を受けます。

また、組長は組員に直接指示しなくとも、組長としての使用者責任をとられる可能性が高く、迂闊にしておれないのです。

さらに組員としても、親分のためと思ってやったことが、逆に仇となることになり、自分も体をかけてカチ込んで、長い懲役から戻ったら組がなかったのでは、持ったところがありませんので、組員も腰が引けます。

というわけで世にも不思議な、同じ「代紋」同じ「綱領」の山口組が3つも現存するという状態になったわけ。

暴力団はよく「筋」というものを大事にすると言いますが、全く現状は筋が通っておらず、あるのは自己保身のみです。

シノギも従来の恐喝等威力利用型から組織窃盗や振り込め詐欺、大型投資型詐欺等に大きく転換しています。

かつての暴力団は、少なくとも窃盗や詐欺などという「任侠道」とはほど遠い犯罪に組織で手を染めるということはありませんでしたが、現在は資金源の多くをローリスク・ハイリターン型の窃盗や詐欺が占めています。

平成の30年間、皆さんの努力により数字的には暴力団はかなり勢力を落としています、潜在化という裏返しもあり、その本質は何ら変わっていません。

特に現存する組織は、こうした厳しい状況下でも弱者から金を吸い上げて生き残った、本当に悪い暴力団ばかりです。

我々の暴力団に対する考え方は、世間がまだ多少許容していた平成当初と比較すると、ずいぶん厳しくなり、今は社会全体から絶対排除するという気運になりました。

次時代も暴力団は、なり振り構わず姿を変えて、存続を図って行くことは間違いありませんので、我々もこれを先取りした対応をしなければなりません。

「令和元年」にあたり初心にかえり、新たな気持ちでまた反社対策に取り組みたいと思います。

民暴懇の開催

平成31年2月22日(金)不二羽島文化センターにて、岐阜県弁護士会・岐阜県警察・当センター共催による「第33回民事介入暴力対策連絡懇話会」が、約300人の関係者の出席を得て盛大に開催されました。

大会では行政対象暴力を主題とした「不当要求事案から学ぶ教訓と予防策」と題するパネルディスカッションが行われ、岐阜県警察本部組織犯罪対策課調査官三尾剛警視から「岐阜県暴力団排除条例の履行義務と警察の支援」と題する講演、当センター長屋哲雄主任相談委員から「平成30年中の暴力相談受理状況」と題して講演を行いました。



「関東関根組」が指定暴力団に！

〈全国24団体〉

茨城県公安委員会は、「関東関根組」を指定暴力団として官報で告示しました。

告示日から3年間、みかじめ料などの不当要求や抗争時の事務所使用制限など暴対法の規制対象となります。

日本最大の指定暴力団「山口組」が3つに分裂した状態となり、指定暴力団は24団体となりました。

- 告示年月日：平成30年4月25日
- 名称：「関東関根組」
- 主たる事務所の所在地：茨城県土浦市4-10-13
- 代表する者：大塚逸男

【関東関根組】

平成26年、指定暴力団「松葉会」の七代目継承に際し、これを不服とする反主流派が、「松葉会関根組」を組織し、平成27年、松葉会側と話し合いの結果、「関東関根組」として独立することとなったもの。

暴力相談受理状況

特徴

- 1 相談件数が昨年に引き続き900件を超えた(センター発足当初と比較して約4倍)
- 2 反社会的勢力との関係遮断のための取引先に関する相談は増加傾向が続く
- 3 いわゆる悪質クレーマーに関する相談は増加
- 4 行政からの相談は昨年より減少したものの依然として増加傾向

過去の受理状況

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
620	636	782	923	918

相談対象者の推移

	暴力団	エセ同和等	クレーマー	その他	計
平成26年	87	25	93	415	620
平成27年	115	12	106	403	636
平成28年	161	31	241	349	782
平成29年	171	26	311	415	923
平成30年	96	11	229	582	918

暴力相談の内容

不当要求行為	42
不当要求行為以外の暴力相談	870
民事事案	6
計	918

不当要求行為の内容

公共料金滞納者からの因縁・クレーム	4
行政事務に関する因縁・クレーム	5
購入職員の応接に関する因縁・クレーム	7
各種工事に関する因縁・クレーム	7
機関誌・書籍購入等	2
強引又は法外な借金の取り立て	1
物品購入に関する因縁・クレーム	2

その他の因縁・クレーム	14
計	42

不当要求行為以外の暴力相談の内容

企業からの取引相手相談	842
その他の暴力相談	28
計	870

暴力団離脱者に対する社会復帰支援

暴力団を離脱した者に対する就労支援の広域協定に、本年さらに岡山、島根の両県が加入し、合計33都府県となりました。

<広域協定参加都府県>

H28 2/5 東京・茨城・群馬・神奈川・静岡・岐阜・愛知・三重・大阪
鳥取・高知・福岡・佐賀・鹿児島
2/12 青森 3/25 熊本 6/24 愛媛 11/9 兵庫
11/24 広島
H29 2/24 新潟 3/6 徳島 8/1 栃木・奈良・大分
11/30 山口・山形・香川
H30 3/29 石川 8/31 埼玉・千葉 12/14 宮崎
H31 1/31 岡山 3/1 島根

弁護士による無料相談

暴力団員、暴力団風の者、悪質クレマー等の絡む相談を受け付けています。相談は無料です。秘密は厳守します。お悩みの方は、お気軽にご相談下さい。

日 時 毎週水曜日 午後2時～午後4時
場 所 岐阜市小柳町18番3 暴追センタービル2階
相談料 無 料
相談担当 岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター所属弁護士
暴追センター相談委員帯同
相談方法 面接相談・電話相談
相談電話 058-264-6764

お知らせ

○ 今年の『第28回暴力追放岐阜県民大会』は8月29日（木）

・不二羽島文化センター・スカイホールにおいて開催予定です。